

「東京電力等による一連の原発検査ひび割れ隠し、  
データ改ざん問題に関する公開質問状」回答

平成14年11月  
経済産業省

表記について、次のとおり回答いたします。

1.

(1)

不正等のおそれがある29件のうち、機器の取替や修理等が未実施の8基11件については、国際的に認められた評価方法を用いて専門家の意見も聴取した上で評価し、直ちに原子炉の安全に重大な影響を与えるものはないことを原子力安全・保安院として確認し、その結果を公表しています。

(2)

福島第一原子力発電所6号機については、既に定期検査の最終段階にあったため、10月1日の東京電力に対する指示に置いて示された「特別な行政措置」の趣旨に沿って、残された検査項目を中心に厳格な検査を実施しました。この結果、特段の問題がなかったことから、10月17日に定期検査終了証を交付したところです。

(3)

東京電力が行った福島第二原子力発電所3、4号機、柏崎刈羽原子力発電所1号機の定期安全レビューについては、8月8日の時点ではこれらの原子炉に係る自主点検記録について不正の疑いについての事実が把握できていなかったため、それまでに当省で評価した結果を原子力安全委員会に報告したものです。その後、9月13日に当該事案の暫定調査結果がまとまり、福島第一原子力発電所1～5号機、福島第二原子力発電所2～4号機、柏崎刈羽原子力発電所1号機に過去の自主点検記録等についての問題があったことが判明しました。このため、当該号機に係る東京電力の定期安全レビュー報告書中の過去の運転経験の反映に関する自主保安活動に係る記載内容が適切といえなくなり、これら号機に対する当省としての評価を撤回しました。さらに、10月1日には福島第二原子力発電所1号機の定期安全レビュー報告書についても、同様に適切とは認められなくなったことから、当省としての評価を撤回しました。定期安全レビューは、過去の運転経験を将来の保全活動に適切に反映させるための事業者の自主的な取り組みであり、当省として今回のような

不正があり得ることを前提として検査等を行った上で評価を行うものではありませんが、総合エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子力安全規制法制検討小委員会の中間報告を踏まえつつ、今後の定期安全レビューの在り方については、今後検討してまいります。

また、現在の保安規定においては自主点検に関する規定がないことから自主点検は保安検査の対象となりません。保安規定を遵守していないことが事後に明らかになった場合には、改善措置を取ることになりますが、今回の自主点検に関する問題が保安規定違反に該当することは想定されず、保安検査結果の妥当性には影響しないと考えます。なお、保安規定のあり方についても、品質保証活動を含む方向で改善を図りたいと考えております。

(4)

経済産業省としては、本年8月29日に当初の申告事案を含む29件について発表を行った後、速やかに大臣直属の「東京電力点検記録等不正の調査過程に関する評価委員会」(評価委員会)を設置し、2000年7月3日付けの申告処理等への対応状況について精査した上、本年9月13日の第1回委員会において時系列的に詳しく公表することにより国民の前に明らかにしております。

(5)

2000年7月の申告案件の処理に関して、原子力安全・保安院として、早い段階で法令に基づく立入検査を行うべきであったことについては、本年10月28日にとりまとめられた評価委員会中間報告においても指摘されているところであり、その反省に立って、申告処理の改善を図っているところです。

申告を受け付けた後、東京電力に対しすぐ申告内容に関する事実関係を確認したことについては、原子炉等規制法違反ではありませんが、評価委員会においても問題が指摘されました。さらに、申告者の個人情報の取扱いについても、慎重さを欠いた旨のご指摘をいただいているところであり、当省としてもすでに関係者を処分いたしました。今後の申告案件の処理において申告者保護についても改善を図ってまいります。

(6)

本件については、東京電力が29案件について不正の可能性を認め、調査の進展が見込まれることとなった本年8月下旬に、大臣に封し、報告を行ったところです。しかしながら、当該申告に係る調査等が遅れたことについては、前述の評価委員会において厳しい批判をうけておりま

す。これらの指摘を踏まえて、申告処理の改善を図っているところです。

(7)

評価委員会中間報告においては、申告は原子力安全への取り組みを強化する端緒として活用すべきであり、その取扱いを改善すべきとの指摘を受けております。これを踏まえ外部の専門家からなる申告調査委員会をすでに設置し、同委員会の審議・了承を得た方針の下で処理を進めることとしたところであり、これにより改善を図ってまいります。

(8)

本件は、公益法人改革の一環として、原子力安全規制行政のうちこれまで公益法人に委ねてきた部分を国がその運営に責任を負う独立行政法人に移管することとしたものです。また、国の検査等のなかで専門技術的性格が強く、行政的判断の余地が小さい部分については、併せて移管することにしました。また、今回の一連の問題に対する再発防止策の一環として定期自主検査の実施体制の審査を担当することとしております。独立行政法人が、専門家集団として効率的に検査業務を行いつつ、国が当該法人を監督することにより、全体として安全規制行政の質的向上が図られるものと考えます。

(9)

安全確保は原子力政策の推進の大前提となることから、原子力安全規制体制については、先般の中央省庁再編の際に原子力政策を所管する省庁が責任を負い、さらに客観的・中立的な立場から原子力安全委員会がダブルチェックを行う体制が有効であるとの結論に達したところです。そのような中で、今回の事案が発生したことを受け、原子力安全委員会との連携強化、原子力安全規制強化のあり方、原子力安全・保安院の在り方などについて総合的な検討を行います。その一環として、今次臨時国会に提出準備中の法案には、原子力安全・保安院の行った許認可や検査について、毎年度原子力安全委員会に対して当省から報告を行い、その意見を聞いて必要な改善を講じる仕組みを設けることを考えています。

(10)

原子力安全・保安院が、9月13日に発表した東京電力の自主点検記録の不正等に係る29事案についての暫定調査結果は、その時点において承知していた事実関係の範囲で刑事告発等を行う対象は見あたらない旨説明を行ったものです。また、その後の調査結果によっては刑事告発等を行うことがあり得ることは言うまでもなく、その時点で刑事告発及

び行政処分をすべて「見送る」こととしたものではありません。したがって、原子力安全・保安院のこうした見解と、9月18日に平沼大臣が閣議後会見において刑事告発及び行政処分の可能性を否定しなかったことに矛盾はありません。上記29事案とは別な事案についてですが、その後10月25日になって、福島第一原子力発電所1号機定期検査における格納容器の漏えい率試験についての不正に対し、1年間の原子炉停止を内容とする行政処分の方針を当省として打ち出しております。

(11)

1970年代の旧通商産業省担当官が隠蔽に荷担したか否かについては承知しておりません。

(12)

格納容器の漏えい率検査に関しては、東京電力福島第一原子力発電所1号機に関して所定の手続きを経て1年間の運転停止としたうえで厳格な検査を行うよう命じたほか、念のためその他の東京電力の原子力発電所についても、これに準じた厳格な検査を行うこととしており、東京電力に対し点検計画を提出するよう指示しております。また、引き続き事実関係を調査中です。なお、当時の検査官からも事情を聞き、検査官は検査要領書に従い適正に検査を行っており、異常は見られなかったとの報告を受けております。

(13)

これらの柏崎刈羽原子力発電所1・2号機をはじめとする再循環系配管に係る事案のひび割れについては、事業者において安全性について評価を行っており、その結果安全上の問題は無いことを確認していました。ただし本事案については、当省としては現在引き続き詳細調査中です。検査技術については、国の検査に用いられる手法がいろいろな原因でできるひび割れの検知を対象にするものであり、この手法で検査した結果において、現時点で問題は見いだされていないのに対し、企業の自主点検ではSCC（応力腐食割れ）を対象を絞った精密な方法が用いられており、こちらの方法で自主的にひび割れの可能性を認知したと承知しています。

(14)

総合エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子力安全規制法制検討小委員会中間報告案においても、今回の一連の問題が生じた事業者側の要因として、事業者における設備の故障・修理やその安全性の判断等が、

部内の限定された者によって実質的に行われていたこと、及び、経営トップにおいても、こうした判断の過程やその結果の評価について、法令遵守、企業リスクの管理、あるいは、社会的信頼の確保といった観点から、点検・監視するための体制整備の努力を怠っていたこと等が指摘されており、再発防止のための課題として、事業者責任の明確化、事業者の組織的不正の防止等が求められているところです。こうした指摘を踏まえ、原子力安全・保安院では、法令改正も含めた再発防止策を現在検討中です。なお、9月27日に行われた当省職員の処分については、当初の申告事案2件について申告を受けてから公表まで2年以上を要したことに対し、処理に問題があったことから行われたものであります。

2 .

(1)

報道のような事実は承知しておりません。また、資源エネルギー庁長官が本事案を承知したのは、8月29日であり、御指摘のような事実はありません。

(2)

独自のエネルギー資源に乏しい我が国にとって、原子力発電を未永く続けていくために、プルサーマルを含む核燃料サイクルの国内における確立は必要であると認識しております。今後とも、国民の御理解を頂きながら、進めてまいります。

(3)

独自のエネルギー資源に乏しい我が国にとって、資源の有効利用を図る核燃料サイクルを進めるという基本方針に変更はございません。

「中間とりまとめ」については、大臣から、重く受けとめ、報告書の問いかけに対し、機会をいただければ、誠意を持って答えたいと福島県知事に申し上げたところです。これを契機として国と福島県が十分議論していくことは重要と考えております。

(4)

「環境保全や効率化の要請に対応しつつ、エネルギーの安定供給を実現する」との我が国エネルギー政策の基本目標を実現するためには、原子力発電は不可欠であり、その重要性に変更はございません。計画推進、目標達成に向け、地元のご理解が得られるよう最大限の努力を続けていくことが肝要であると考えております。

(5)

原子力発電所の増設や再処理事業を進めることを目的として国が直接電気事業者へ税金の投入を考えているといった事実はございません。

「環境保全や効率化の要請に対応しつつ、エネルギーの安定供給を実現する」との我が国エネルギー政策の基本目標を実現するためには、原子力発電は不可欠であり、その重要性に変更はございません。計画推進、目標達成に向け、地元のご理解が得られるよう最大限の努力を続けていくことが肝要であると考えております。

3 .

(1)

いわゆる「維持基準」については、設備の健全性の評価を義務づけるとともにその手法を基準として定めるものであり、安全に関する要求水準を変更するものではないことから、その導入によって安全確保に対する事業者の対応が低下するとは考えておりません。むしろひび割れ等の取扱いが明確となるため、対応が向上すると考えます。

(2)

福島第一原子力発電所1号機定期検査に係る原子炉格納容器の漏えい率検査における東京電力の不正行為は、原子炉等規制法に定める保安規定遵守義務違反、並びに電気事業法における定期検査妨害忌避に当たり、法令違反であります。設備の健全性評価はこのような法令違反を正当化するものではありません。なお、本件については事実関係の詳細については調査中です。

(3)

今回導入を検討中の設備健全性評価の基準（いわゆる維持基準）は一定の運転とともに機器が劣化（ひび割れ等の不具合が発生）した場合に、当該劣化の進展を予測し、安全性を評価するための手法に係る基準であり、健全性評価が導入されることにより、現行制度において求める安全水準に変更があるわけではありません。なお、現行制度において求める安全水準は実際に安全上の問題が生じる水準と比べて余裕を持たせており、新設時であれ、一定の運転経過時であれ、安全水準は遵守されることとなります。

(4)

現在、国の検査体制の整備として、事業者によって任意に実施されている現行の自主点検を法令上に「自主検査」として位置づけること、事業者は、定期的に原子力設備を検査して技術基準への適合性を確認し、その検査の結果を記録・保存することを義務づけること、自主検査時に発見されたひび割れ等の不具合について、事業者は、その進展を予測し、安全性の評価（設備の健全性評価）を行い、その結果を記録・保存することを義務づけること、自主検査に係る事業者の実施体制（組織・体制、検査の方法など）が適切なものかどうかを独立行政法人が審査し、国はその審査結果に基づいて総合的に評価をし、事業者に評価の結果を通知すること、原子力発電所の補修・検査等を行う者からの報告徴収を可能とすること、組織的な不正を抑制するため、基準適合命令違反や国の検査忌避、報告徴収命令違反等の重大な違反事案について法人重課を導入するなど、罰則の強化を行うこと、等を検討しており、さらに、客観・中立の立場からダブルチェックを行う原子力安全委員会との連携強化を検討しているところです。ご指摘の点の多くは、現在検討されている上記の案に含まれるものと考えます。また、健全性評価の導入は安全水準を下げるものではなく、ルールを明確化するものなので導入が必要と考えます。

（５）

東京電力に対しては、今般の事業の発生状況を十分検証し、原子力の安全性と信頼性の確保に対する企業倫理の再建を図ることが必要であるとの認識の下、組織風土の改革と真の安全文化の醸成を図ることを、文書にて要請しております。また、安全確保活動に関する品質保証体制を向上させる必要があるため、原子力発電所ごとに定めることとされる保安規定に品質保証活動を盛り込ませることを検討中です。また、検査についても、抜き打ち的手法の導入など、強化を行うこととしております。

（６）

いわゆる「維持基準」とは、設備の健全性評価の手法に係る基準を定めるものであり、現行制度において求める原子力発電所の安全性の水準を引き下げるものではありません。

（７）

健全性評価の手法に係る具体的な基準については、学会等において公正なプロセスの下で検討された民間規格を審査した上で評価基準として定めることとなります。いずれにせよ、現行制度において求める安全水

準を引き下げるものではありません。

(8)

具体的な基準や評価方法の具体的内容については、学会基準などの採用も含め今後検討します。

(9)

いわゆる「維持基準」は、設備の健全性の評価手法にかかる基準のことであり、これが導入されればご指摘のようなことは生じないものと考えられます。

(10)

具体的な検討の方法は、評価の手法とともに、今後の検討事項と考えております。

(11)

技術基準においては、経済産業大臣の認可を受けた場合は、この省令の規定によらないで発電用原子力設備を施設することができることが規定されています。当然のことながら、必要な安全性を有しない場合には、認可は行われないため、いわゆる「特殊設計認可」は必要な安全性を有しない場合に技術基準を「すり抜ける方法」ではありません。

一方、健全性評価の基準は、運転中の設備にひび割れなどが生じた場合に、その進展を予測し、安全性（健全性）を評価するための方法に係る基準であります。今回、法令上、事業者に設備の健全性評価を義務付けるに当たって、この評価のルールを明確にするものです。

4.

(1)

現時点で把握している内容は、10月25日に公表いたしました。なお、今後さらに不明な点について詳細な調査を継続するほか、念のため東京電力の他の原子力発電所についても格納容器漏えい率を計画的に点検するよう指示しました。

(2)及び(5)

現在東京電力の29件の事案のうちシュラウドのひび割れ等が残っている疑いのある5基については、全溶接線を点検中であり、その結果を踏まえて他の原子力発電所における対応を検討してまいります。シュラ



ウドの点検のあり方についても今後検討してまいります。

(3)

福島第一原子力発電所3号機及び4号機で発見された制御棒駆動水圧系配管のひび割れについては、いずれも国への報告の対象となる事象であり、原子力安全・保安院において、鋭意、原因究明に努めていくこととしています。

なお、制御棒駆動機構は、多重防護の思想に基づき、万が一、配管が破断した場合においても、緊急停止が必要なときには制御棒の原子炉への挿入が可能ないように設計されており、本件ひび割れが、安全上直ちに重大な問題となるものではありません。

制御棒駆動水圧系配管については、毎回の定期検査において、事業者が圧力容器まわりの漏えい検査の一環として漏えいの有無を確認し、その記録を国の検査官が確認することにより検査を行っています。

他のBWRにおいて追加的な点検が必要であるかを含め今後の検査方針については、今後の調査結果を踏まえて検討します。

(4)

国の定期検査では、再循環系配管について、国際的に使用されている米国機械学会(ASME)規格に準拠し、10年間で全溶接線の25%を対象として検査を行っています。一部のプラントメーカー(東芝)は、定期検査による検査に加えて、自主点検として、定期検査の際に用いるのとは異なった方法で点検を行っていました。なお、定期検査や自主点検において不実記載等の不正の事実は認められていません。

安全評価については現在調査中ですが、一般的に、再循環系配管の材料や構造が同じでも、配管の肉厚、使用圧力等の応力条件や、溶接時の入熱条件等が異なれば、評価結果に速いが生じることはあると考えられます。

(6)

事業者に対して、本年11月15日まで総点検を行い中間的な結果を提出するよう、また本年度未までには最終結果を提出するよう指示をしており、当該点検結果を踏まえ、必要に応じ対応を検討してまいります。

(7)

総点検に関する原子力安全・保安院の指示は、「現在供用中の原子力施設の健全性をできるだけ早期に確認して欲しい」、「できるだけ多くの設備・点検範囲を調査して欲しい」という地元等からの要請に対応すべく

行ったところでは、このことから、比較的重要な部位（圧力容器、内部構造物、圧力パウンダリを構成する機器）については、11月15日までに過去3年分の点検結果を対象として調査すること、14年度中に過去10年分（東京電力については過去14年分）を対象として調査すること等を指示しております。ご指摘のPWR圧力容器上蓋についても点検指示の対象となっています。

(8)

本年10月1日の暫定調査結果は、日本原子力発電からのヒアリング等に基づき原子力安全・保安院の暫定的な見解をまとめたものです。現在、安全評価を含め、本件の調査を行っています。

(9)

設備の健全性評価を導入した場合においても、現行制度において求める安全水準を引き下げるものではありません。また、安全性についてのダブルスタンダードを導入するものでもありません。なお、安全規制に採用する健全性評価手法の内容については、検討を進めているところです。

(10)

今後の原子力発電の検査のあり方については、10月31日にとりまとめられた総合エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子力安全規制法制検討小委員会中間報告に沿って、安全規制の充実を図ってまいります。

また、「公益法人への行政関与のあり方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に沿って設立予定の「独立行政法人原子力安全基盤機構」は、これまで国が行ってきた検査業務のうち、専門的・技術的性格が強い部分を担わせるものです。

なお、原子力安全規制体制については、経済産業省が一次規制を行い、中立的・客観的立場から原子力安全委員会がダブルチェックを行うという現行の体制が効果的であると考えますが、今回の事案を踏まえて原子力安全規制の強化、原子力安全委員会との連携強化、原子力安全・保安院のあり方については、引き続き総合的な検討を加えて参ります。

若狭ネットの注記：本回答は10月15日付け公開質問状への回答であり、18日の申し入れ・交渉で平沼経済産業大臣が「2週間後に文書回答する」と確約しながら、10月29日になっても回答が来ないため、10月29日に督促し、11月1日に回答があったものである。